平成２５年（フ）第４８号
山口県宇部市大字西岐波5249番地52
債務者　中代　鈴香
1　決定年月日時　平成25年８月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野村　雅之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月29日午後２時
5　免責意見申述期間　平成25年10月28日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２５年（フ）第１９９号
宮崎市吉村町孫堀甲2009番地１
債務者　星加　順子
1　決定年月日時　平成25年８月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山口　弥生
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月29日午前10時
5　免責意見申述期間　平成25年10月28日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第８６５号
埼玉県和光市白子１丁目８番３―205号　ルクール
債務者　伊内　利一
1　決定年月日時　平成25年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　榎本　　誉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年11月12日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成25年10月29日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第８４１号
京都市下京区梅小路東町41番地７
債務者　宮信商店こと　宮本　信雄
1　決定年月日時　平成25年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　久保　祐貴
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年11月12日午後２時
5　免責意見申述期間　平成25年10月29日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１１８６号
愛知県春日井市大留町６丁目20番地12
債務者　千賀　洋一
1　決定年月日時　平成25年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮　　博則
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年11月14日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成25年10月31日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１１８７号
愛知県春日井市大留町６丁目20番地12
債務者　千賀美保子
1　決定年月日時　平成25年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮　　博則
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年11月14日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成25年10月31日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第４６号
鹿児島県鹿屋市寿４丁目５番51号　サルヴァトーレ寿306号、前住所鹿児島県鹿屋市新川町934番地２　サンセットビレッジ新川Ｂ棟303号
債務者　馬庭　真由（旧姓西村）
1　決定年月日時　平成25年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　濱田　　徹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月31日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成25年10月31日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２５年（フ）第１０２５号
札幌市豊平区平岸４条10丁目８番34―303号
債務者　柿本　亮一
1　決定年月日時　平成25年８月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安田英里佳
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年11月８日午前11時
5　免責意見申述期間　平成25年11月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第４０９号
兵庫県尼崎市西長洲町１丁目５番１―602号、前住所兵庫県尼崎市潮江１丁目６番７―702号
債務者　カフヱ・ド・ルーこと　石川　元恵
1　決定年月日時　平成25年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中西　康友
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年11月15日午前10時
5　免責意見申述期間　平成25年11月１日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第３９号
秋田県能代市追分町１番28号
債務者　田中　　考
1　決定年月日時　平成25年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小坂　　塁
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年11月11日午前11時
5　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
秋田地方裁判所能代支部

平成２５年（フ）第８３号
茨城県日立市東金沢町５丁目１番20号
債務者　大山俊彦こと　李　　俊彦
1　決定年月日時　平成25年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　片岡　　優
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年11月18日午前11時
5　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２５年（フ）第８７号
茨城県高萩市春日町２丁目57番地の２
債務者　鈴木　健司
1　決定年月日時　平成25年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　近藤　識之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年11月18日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２５年（フ）第９０号
茨城県日立市滑川本町３丁目３番14号
債務者　志田　博史
1　決定年月日時　平成25年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　近藤　識之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年11月18日午前10時
5　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２５年（フ）第７３６号
埼玉県蓮田市西新宿３丁目122番地　コーポ蓮田102号
債務者　戸崎　　武
1　決定年月日時　平成25年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小林　　聡
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年11月18日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１４５号
愛知県北設楽郡東栄町大字振草字古戸沢奥35番地
債務者　伊藤　　清
1　決定年月日時　平成25年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石田　啓二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年11月18日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２５年（フ）第５７号
神戸市中央区二宮町４丁目23番26号　202、従前の住所神戸市中央区山本通２丁目２番１―407号
債務者　夏井　雅生
1　決定年月日時　平成25年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　手塚　祥平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年11月19日午前10時
5　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第８７３号
京都市北区大北山原谷乾町19番地の171　パラドール北山613号
債務者　藤本まゆみ
1　決定年月日時　平成25年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤井　哲也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年11月20日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成25年11月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係